

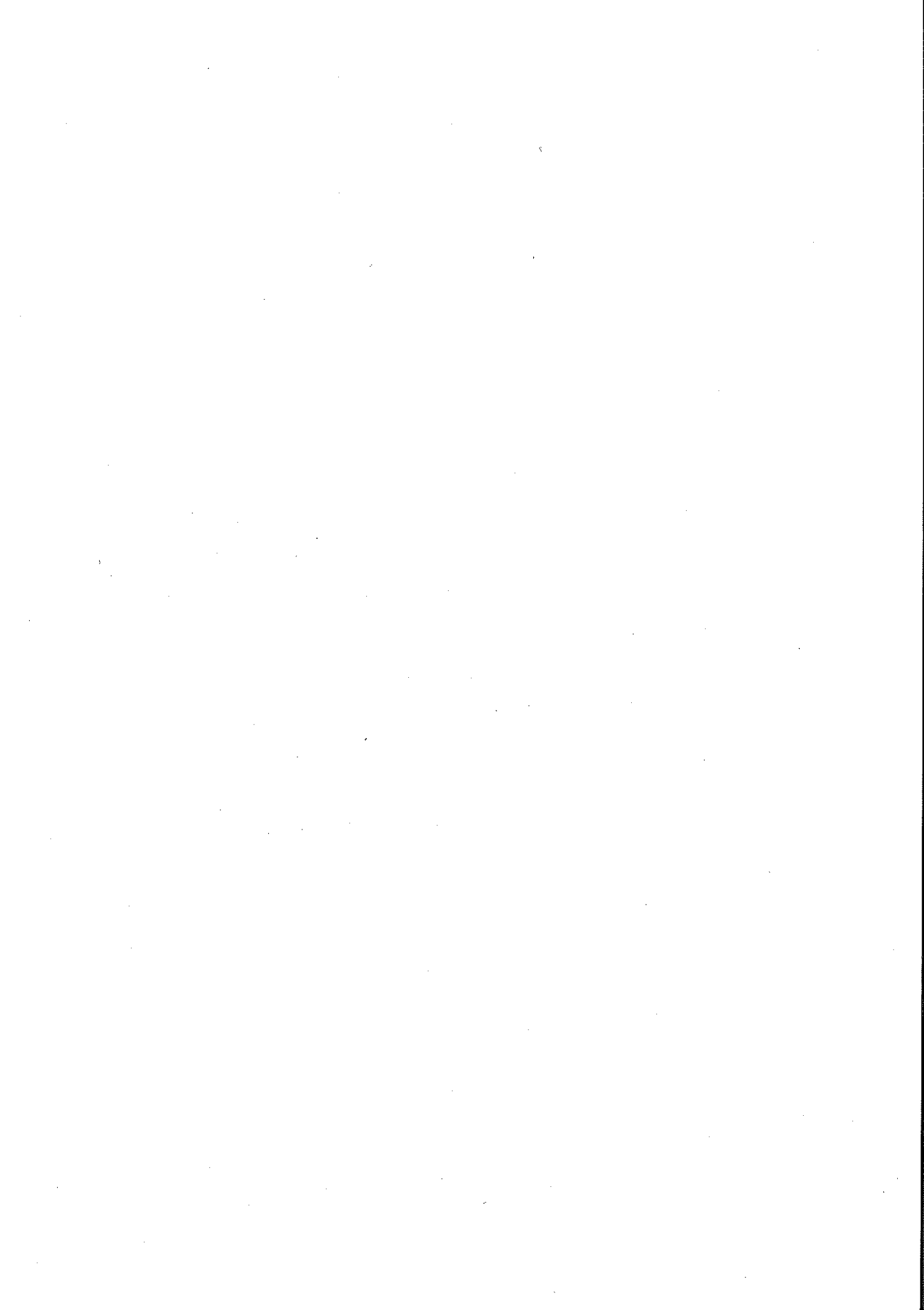
報告第16号

市長の専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、  
議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、  
同条第2項の規定により報告します。

令和5年12月1日提出

佐野市長 金子 裕





専決第13号参考資料

事故の概要

1 事故の種類	車両損傷事故
2 発生の日時 及び場所	日時 令和5年8月30日(水)午後2時頃 場所 佐野市赤坂町978番地 西部赤坂公園
3 発生時の状況	西部赤坂公園において肩掛け式刈払機及び乗用草刈り機にて除草作業をしていたところ、小石が弾け飛び、駐車していた相手方車両の前方窓ガラスを損傷した。
4 相手方	住所 [REDACTED] 氏名 [REDACTED]
5 損害の内容 及び額	車両修繕費 157,168円
6 和解日	令和5年10月5日
7 略図	